

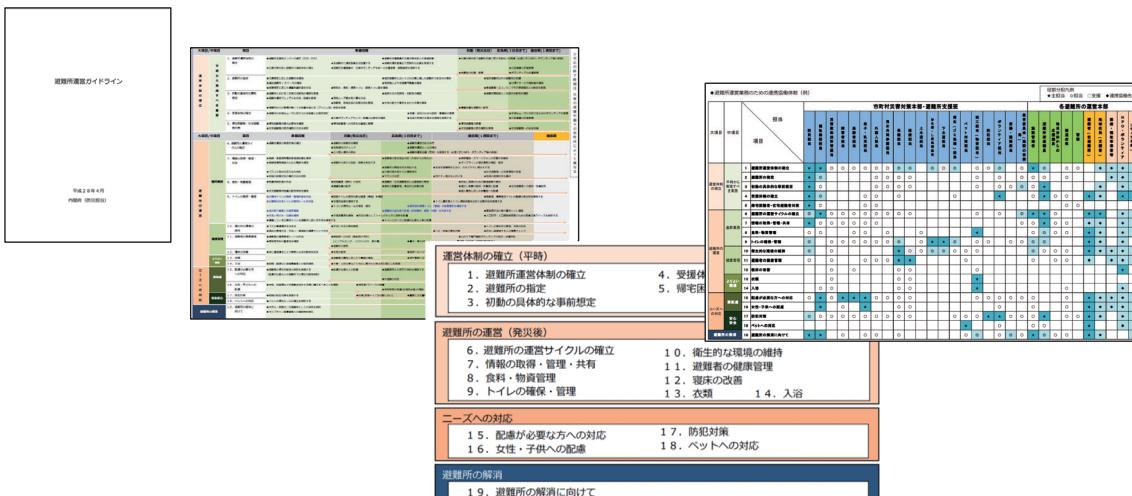
# **業務： 避難所の開設・運営**



防災スペシャリスト養成eラーニング

# はじめに

- 本eラーニングは、避難所運営ガイドラインに基づいて作成しております。  
お手元に避難所運営ガイドラインをご準備ください。



防災スペシャリスト養成eラーニング

# 避難所の開設・運営



防災スペシャリスト養成eラーニング

## (1) 避難所運営の目的

避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となるが、現状、避難所における「生活の質」には課題が多い。

### ●避難所について

- ・ 避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となる。

### ●避難所の実際と課題

- ・ 東日本大震災では、避難所における「生活の質」には課題が多く、水、食料、トイレ等は不十分で、暖房は限定的であり、狭い空間での生活によって、多くの避難者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活であった。



防災スペシャリスト養成eラーニング

## (2) 指定避難所の指定

指定避難所の指定は、市町村長の責務である。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。



防災スペシャリスト養成eラーニング

## (3) 避難所の運営主体

避難所における生活環境の整備等は、災害応急対策責任者の務めである。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



防災スペシャリスト養成eラーニング

## (4) 基本理念と配慮(被災者の援護等)

被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、適切に被災者を援護することを基本理念とし、「被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護」、「要配慮者に対する防災上必要な措置」、「被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談」の実施に努めなければならない。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(基本理念)

第二条の二

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

(施策における防災上の配慮等)

第八条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(省略)

十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項

十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

(省略)



防災スペシャリスト養成eラーニング

### 2.2.2 トイレの確保・管理



防災スペシャリスト養成eラーニング

## 2.2.2.0 トイレの確保・管理の概要

### 避難所支援班における応援職員

2.2.2.1 多重的に災害用トイレを確保する

2.2.2.2 既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する

2.2.2.3 トイレの使用ルールを確立する

2.2.2.4 トイレの使用環境の改善を実施する

2.2.2.5 トイレの特別ニーズ対応を実施する

2.2.2.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する



## 2.2.2.1 多重的に災害用トイレを確保する

1. 備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する
2. 各避難所のトイレの不足数を把握する
3. 簡易トイレ(段ボール式等の組立式を含む)の使用環境を確保する
4. 要配慮者専用トイレを確保する
5. 仮設トイレ(組立式トイレを含む)の使用環境を確保する

携帯トイレ  
(保管・回収)



簡易トイレ  
(保管・回収)



仮設トイレ（汲み取り）



## 2.2.2.2 既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する

- 既設トイレの使用可能な個室(便器)を確認する
- 既設トイレの水洗トイレの使用禁止などの措置を実施する
- 備蓄してある携帯・簡易・組立式トイレを設置する
- マンホールトイレの使用環境を確保する
- 避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握し、要請を実施する
- トイレの利用状況(並んでいないか、待ち時間はあるのか等)を把握する

### ①目標とするトイレの数 (計算式) 最大想定避難者数 (a) ÷ 5 0

○過去の災害や国際基準等から、避難者 50 人あたりに便器が 1 つあると、トイレに長い時間並ぶことなく使用することが可能となり、被災者の健康管理上、確保を目指しましょう。また、女性用対男性用の割合は 3 : 1 が理想的であると言われています。

### ②既設トイレの洋式便器の数

避難所内で、避難者に解放することが可能なトイレのうち、洋式便器の数を事前に調べて記入しましょう。ただし、災害時にこの便器が全て使えるとは限りません。発災直後には、個室、便器等に被書が無いかチェックして、使用の可否を判断しましょう。

### ③既設トイレのバリアフリートイレの数

障害者や高齢の方が避難所で使用するトイレは、一般的のトイレとは別に確保する必要があるため、事前に各避難所のトイレの状況を確かめましょう。また、発災後は避難者の状況に応じての確保に努めましょう。

### ④不足する便器の数

(計算式) ①目標とする洋式便器数 — ②既設トイレの洋式便器数

○備蓄や流通在庫等を組み合わせて、不足する便器の数を確保する手段を検討しましょう。全てを備蓄で購うことは困難であり、発災後の避難者のニーズに応じて確保することも重要であるため、レンタル業者等との協定も検討しましょう。

○上記計算では洋式便器の数だけを用いているが、これは、携帯トイレがあれば使用できることと、高齢者等が悪い方や幼児等、誰もが使用しやすいためである。

○和式便器の場合には、便器を板等で封鎖し、段ボール製等の簡易トイレ(組立式)を用意すれば、個室の活用ができる。

○ライフラインの復旧自安等を考慮して、配備するトイレの種類やマンホールトイレの整備等を検討しましょう。



## 2.2.2.3 トイレの使用ルールを確立する

- トイレの使用ルールの周知、掲示を実施する
- トイレ専用の履物を確保する
- 正しい手洗い方法の周知、掲示を実施する
- トイレの男女別をわかりやすくする表示を実施する
- トイレの防犯対策を使用者に呼びかけを実施する
- 女性や要配慮者に意見を求め、改善を実施する

### トイレ使用ルール(例 1)

#### 1 既設トイレを使用する場合 (水を確保して使用している場合)

\* トイレットペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。  
捨てた後は、必ずふたを閉めてください。

\* トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水(流し用)を使用し、流してください。

\* 皆さんのが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。

\* ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。  
手洗いは、手洗い場に備え付けてある水(手洗い用)を使用してください。  
大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。

\* 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員による当番で行います。  
グループごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。  
水がなくなりそうな場合は、当番にかかるわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。



## 2.2.2.4 トイレの使用環境の改善を実施する

1. 高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する
2. おむつや生理用品等を確保する
3. ウェットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤を確保する
4. おむつや生理用品のサニタリーボックスを確保する
5. 防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保する
6. 仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)を実施する
7. 手すりの設置・段差の解消を実施する
8. 子供用のトイレ(便座)を確保する

イメージ画像を入れる



防災スペシャリスト養成eラーニング

## 2.2.2.5 トイレの特別ニーズ対応を実施する

1. トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握を実施する
2. 配慮が必要な方のボランティアの要請を実施する
3. 感染症患者が出たときの専用トイレを確保する
4. 装具交換やおむつ交換のための折り畳み台を検討する
5. 人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースを検討する
6. トイレの待合スペース・雨風日除けの確保を検討する

イメージ画像を入れる



防災スペシャリスト養成eラーニング

## 2.2.2.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する

1. 既設/仮設トイレの便器を清掃する
2. 既設/仮設トイレの床面を清掃する
3. 既設/仮設トイレの高頻度接触箇所を清掃する
4. 既設/仮設トイレの汚物入れのごみを回収する
5. 汚物/吐瀉物を回収する
6. 汚物/吐瀉物の処理資機材を廃棄する



トイレの衛生面を考慮し、  
履物を変えている（気仙沼市）



トイレ掃除当番表をつくって管理  
(気仙沼市)



仮設トイレは避難者が交代で清掃  
(陸前高田市)



消毒とうがいの徹底  
(常総市)



(気仙沼市)



若い人がトイレ清掃ボランティア  
(釜石市)

写真(常総市):  
認定NPO法人レスキューストックヤード  
写真(その他):  
日本トイレ研究所



防災スペシャリスト養成eラーニング

内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

## 2.2.2.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する



防災スペシャリスト養成eラーニング

## 2.2.2.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する

### 2.2.2.6.1 既設/仮設トイレの便器を清掃する

- 清掃前にマスク、手袋、袖付きガウン、靴カバー（使い捨て）を着用する
- トイレ用タワシで便器内を洗浄する
- 和式便器の縁の部分は靴で踏みやすいため、しっかり清掃する
- 便器用のタオル（ピンク）で仮設トイレの便器外面を水拭きする
  - ・ アルコール含有ティッシュ（除菌ウェットティッシュ）など使い捨て製品がある場合は使用する。



防災スペシャリスト養成eラーニング

公益財団法人 全国ビルメンテナンス協会「避難所衛生マニュアル」を基に作成

## 2.2.2.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する

### 2.2.2.6.2 既設/仮設トイレの床面を清掃する

- 自在ぼうきやシダぼうきで床面のごみを掃き集めてちり取りで回収する
- デッキブラシで床面や仮設トイレのステップ部分を水洗いし、最後に洗い流す
- モップで床面や仮設トイレのステップ部分を水拭きする



防災スペシャリスト養成eラーニング

公益財団法人 全国ビルメンテナンス協会「避難所衛生マニュアル」を基に作成

## 2.2.2.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する

### 2.2.2.6.3 既設/仮設トイレの高頻度接触箇所を清掃する

- 消毒薬で既設/仮設トイレの手や皮膚が触れる箇所（ドアノブなど）を清掃する
- ペーパーホルダーや壁、ドアやドア枠を拭き上げる



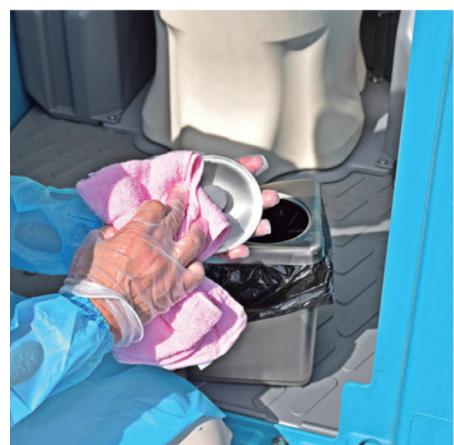
防災スペシャリスト養成eラーニング

公益財団法人 全国ビルメンテナンス協会「避難所衛生マニュアル」を基に作成

## 2.2.2.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する

### 2.2.2.6.4 既設/仮設トイレの汚物入れのごみを回収する

- 既設/仮設トイレの汚物入れのごみを回収する
- 既設/仮設トイレの汚物入れの容器の汚れを拭き上げる



防災スペシャリスト養成eラーニング

公益財団法人 全国ビルメンテナンス協会「避難所衛生マニュアル」を基に作成

## 2.2.2.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する

### 2.2.2.6.5 汚物/吐瀉物を回収する

- 汚物/吐瀉物の周辺を立入禁止にする
- 新聞紙で汚物/吐瀉物の固体を回収し、ごみ袋に入れて捨てる
- 汚物/吐瀉物のあった場所全体に消毒薬をかけ、全体を拭きとる
- 着用したものの汚れを始末する



防災スペシャリスト養成eラーニング

公益財団法人 全国ビルメンテナンス協会「避難所衛生マニュアル」を基に作成

## 2.2.2.6 トイレの清潔な衛生環境を確保する

### 2.2.2.6.6 汚物/吐瀉物の処理資機材を廃棄する

- 汚物/吐瀉物の処理作業に使用した資機材をごみ袋に入れ口をしっかりと縛る
- もう一枚ごみ袋に口を縛ったごみ袋と手袋を脱いで中に入れて口をしっかりと縛る
- 汚物/吐瀉物の処理作業完了後、石鹼で手を洗う



防災スペシャリスト養成eラーニング

公益財団法人 全国ビルメンテナンス協会「避難所衛生マニュアル」を基に作成